

# 「わかやま長寿プラン 2027」策定支援等業務委託仕様書

## 1 委託業務名 「わかやま長寿プラン 2027」策定支援等業務

## 2 業務の目的

和歌山県では、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「わかやま長寿プラン 2027」（第11次和歌山県老人福祉計画・第10次和歌山県介護保険事業支援計画。以下「プラン」という。）を策定する。

策定にあたっては、地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域資源情報等の調査分析を行うとともに、地域包括ケアシステムをどのように深化・推進していくかを圏域毎に提示し、地域の保健・医療・福祉の専門家や学識経験者等の意見を反映させ、実現性の高いものとする必要がある。

これらの業務を行うにあたって、委託事業者が有する行政計画策定等に関する豊富な実績や優れた分析能力等を活用することで、より円滑かつ効果的な計画策定を行うことを目的とする。

## 3 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）地域資源情報等の調査分析

- ① 既存の調査・統計情報に関する情報収集及び整理分析を行うこと。
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な地域資源情報等（在宅医療・介護連携含む）について調査分析すること。
- ③ 令和7年度に県が実施した「和歌山県高齢者等生活意識調査」、県内市町村が実施する「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のデータ整理、分析すること。
- ④ 全国的な状況、県全体等と比較してそれぞれの課題を客観的に把握できる資料を市町村ごとに作成すること。  
その際、「地域類型（中山間・人口減少地域等）」を意識した現状分析と課題抽出を行うこと。
- ⑤ 直近の年齢構造調整済み認定率が全国平均より高い市町村について、市町村ごとにその要因を分析し、資料を作成すること。

### （2）県内の75歳以上人口がピークを迎える2030年、県内の要介護（要支援）認定者数がピークを迎える2035年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた要支援・要介護認定者数、介護サービス見込み量、介護サービス給付費、介護保険料及び介護人材等の将来推計及び分析

将来推計及び分析については、和歌山県総合計画、和歌山県保健医療計画及び和歌山県地域医療構想との整合性を確保すること。

### （3）県業務支援

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて県が必要な施策を検討するために必要な調査資料や分析結果を提示し、県の施策方向性について提言すること。  
なお、施策方向性についての提言にあたっては、和歌山県地域福祉推進計画等の関連計画との調和を図ること。  
ア 和歌山県の介護保険施策方向性（将来の方向性も含めて）

- イ 地域包括ケア「見える化」システム（国から提供される見える化データ）の分析、プランへの提案
- ウ 施設整備（将来の必要見込みも含めて）
- エ 市町村の介護保険運営への支援策
- オ 介護予防、自立支援・重度化防止策の提言（具体的な内容）
- カ 在宅医療・介護連携（課題や将来見通しも含めて）
- キ 人材確保・業務効率化（将来の需給見込みも含めて）
- ク 介護給付費の適正化に向けた提言（具体的な内容）
- コ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた施策（課題や将来見通しも含めて）
- サ 高齢者の住まいの安定的な確保に関する事項
- シ 中山間・人口減少地域等におけるサービス提供体制の確保に関する事項
- ス 災害・感染症対策に係る体制整備
- セ その他介護保険行政に必要となる事項
- ②プラン策定を検討するための県専門家会議等の運営を支援すること。
  - ア 県長寿社会対策推進会議 委員 15 名
    - ・令和8年7月～令和9年3月の間に、和歌山市内で計5回開催予定
    - ・会議資料の作成、当該資料の説明及び質疑応答
    - ・会議の会場設営（毎回、ハイブリッド形式（「来場型」と「オンライン型」の同時開催）で実施。）
    - ※会議に出席（オンラインでの出席は不可）すること。
    - ・会議運営費用の支払い
      - ◆会場費（設備利用料含む）及び会議茶菓費用（※委員報酬及び旅費は除く）
    - ・議事録作成
      - ◆会議に出席し議事を録取りし、終了翌日から3日以内（休祝日除く。以下同じ）に反訳データを提出し、県事務局において確認校正する。
  - イ 各市町村ヒアリング及び各圏域別調整会議
    - ・県振興局（計7箇所）において、管内市町村の情報や意見を集約するため、令和8年9月～10月の間（予定）にヒアリングを、令和8年10月～11月の間（予定）に調整会議を、各々県が開催する。
    - ・ヒアリング及び調整会議 2巡（7圏域市町村個別1巡、7圏域毎1巡）
    - ・ヒアリング及び調整会議への出席（14回程度）
    - ※原則、会場にて出席とするが、協議の上、オンラインでの出席も可
    - ・ヒアリング及び調整会議の資料作成（市町村別分析資料、地域資源状況）
    - ・ヒアリング及び調整会議の記録作成（施設整備予定、市町村の取組状況、市町村の課題、圏域調整状況、合意内容、圏域課題等聞き取り内容）
- ③プラン素案作成及びパブリックコメント等の意見集約を行うこと。
  - ア プラン素案の作成
    - ・「現計画」並びに「国からの第10期基本指針」を踏まえ、県長寿社会対策推進会議、圏域会議等での意見等を反映した地域包括ケアシステムを深化・推進するためのプラン素案を提示すること。
  - イ プラン案意見照会用印刷物の作成
    - ・素案（配布用に300部印刷）、パブリックコメント用修正素案、パブリックコメント後修正案、データと共に県長寿社会課へ納品

ウ パブリックコメント等の意見集約

- ・素案に関する県長寿社会対策推進会議の意見修正後の最終素案に対し、県でパブリックコメントを募集するが、それに対する意見を内容毎に集約し、報告すること。（パブリックコメント締切後3日以内にデータ納品）

③ プラン最終案作成及び印刷を行うこと。

ア プラン最終案について、グラフ、図、イメージイラスト等を適宜追加し、デザイン、レイアウト等を県と協議のうえ作成すること。

イ 本編 A4版 180ページ程度 簡易製本 65部

ウ 概要版 A4版、50ページ程度 簡易製本  
ルビなし 65部 ルビつき 65部

エ 点訳版 200部、音訳版（CD） 200部

※イ、ウについては、音声コード（Uni-Voice）をつけたデータを作成すること。

（4）広報用データ等の作成

① 広報用データ（ホームページ掲載用データ）の作成

広報用データについては、極力データ容量を軽量化するとともに音声読み取り対応データとすること。

② プランデータ（エクセル、ワード等のデータ加工可能なもの及びPDFファイル）

（5）成果物提出期限 令和9年3月31日

5 業務の履行

業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、県担当者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

6 その他

（1）受託者は、この契約による業務の処理により、直接又は間接に知り得た内容を、一切、第三者に漏らしてはいけない。

（2）実施要領、仕様書に記載のない事項は、別途指示又は委託事業者と協議の上決定する。